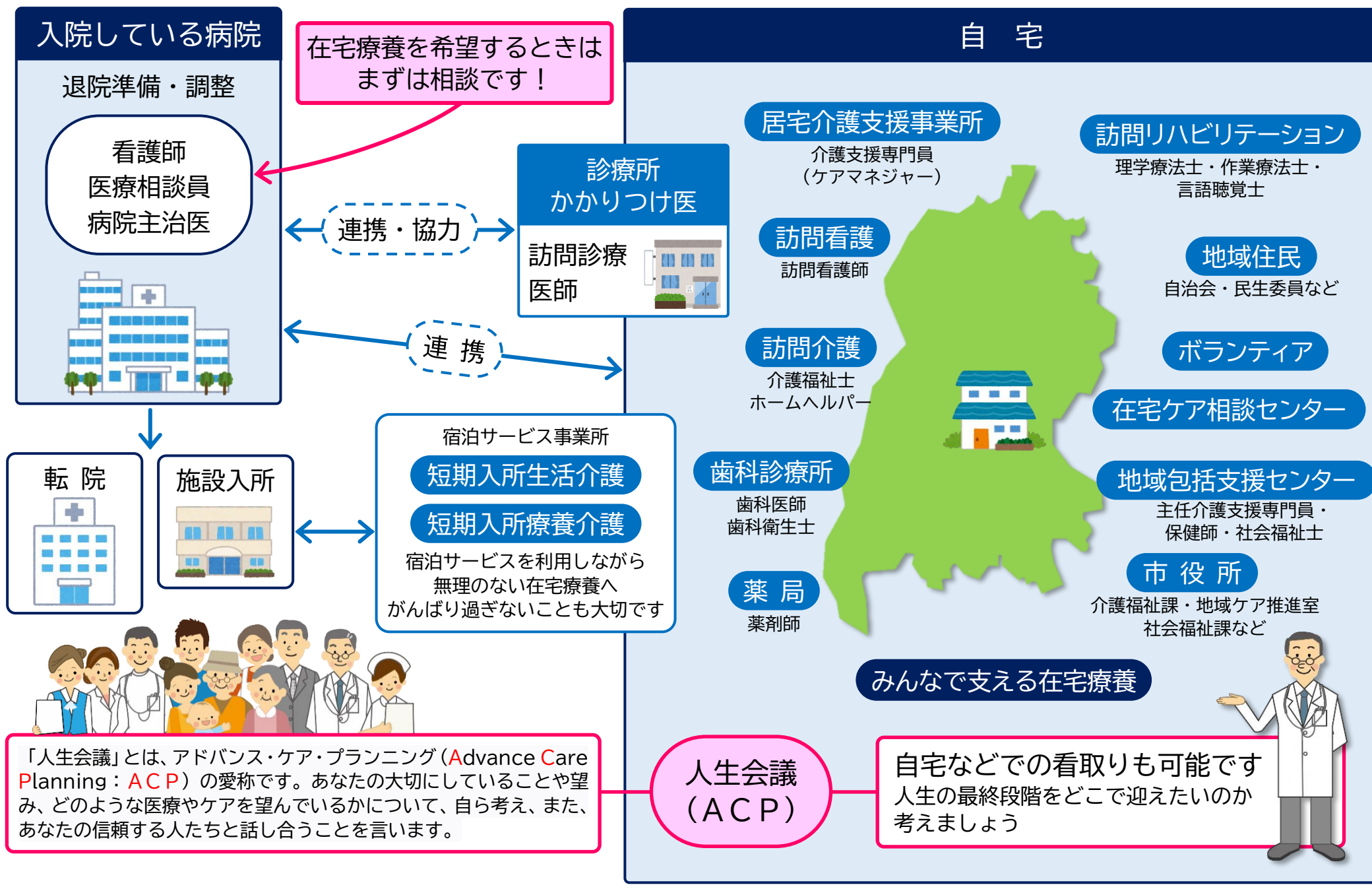


結城市民の在宅療養を支える仕組み



在宅医療ってなに？

通院が困難になった患者さんに対して、自宅もしくは施設などに医療者が訪問し、医療を継続することを「在宅医療」と呼びます。年齢や病気・障害の有無に関係なく、誰でも受けることができます。

人生会議(ACP)をご存じですか？

将来どのような医療や介護を受けて、人生の最終段階を迎えるか、計画をすることです。ご家族や近い人、医療やケアの担当者とあらかじめ表しておく取り組みです。環境や体調、気持ちの変化により、繰り返して話し合いを行う過程でもあります。このような計画の選択肢のひとつに「在宅医療」があります。

ACP : Advance Care Planning
(アドバンス・ケア・プランニング)



相談先

○在宅ケア相談センター

電話 0296-48-7125

○東部地域包括支援センター たけだ

電話 0296-45-5501

○西部地域包括支援センター

ヒューマン・ハウス

電話 0296-45-8222

○南部地域包括支援センター 青嵐荘

電話 0296-54-6477

○結城市役所 地域ケア推進室

電話 0296-34-0324

出前講座もやっています！

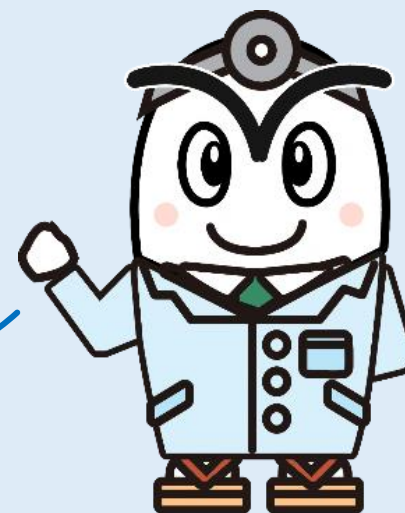
知っ得！安心④
在宅療養ってなあに？

結城市の在宅医療

通院ができなくなっても

お医者さん

看護師さんたちが
家にきてくれるった！



結城市公認マスコットキャラクター
「まゆげった」

結城市 在宅医療



結城市在宅医療・介護連携推進事業
令和3年4月更新